

子育て応援・定住促進住宅 リフォーム補助制度

制度内容一部改正

甲賀市創業支援補助

市内で創業してみませんか

申込期間

4月3日(月)

～5月31日(水)

※郵送の場合も5/31(水)必着

※補助枠毎の予算額を超えた場合、公開抽選を実施します。

※予算額に満たない場合は、継続して申し込みを受け付けます。

申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、申込期間内に商工労政課または各地域市民センター窓口へ提出ください。

補助対象工事

以下①～③のすべてに該当する工事

①市内に本社がある業者(下請け業者含む)へ発注するリフォーム工事

②平成29年4月1日から平成30年3月31日までに着手かつ完了可能な工事

③補助対象工事費が10万円以上の工事

※他の制度の補助対象工事は対象外です。

※市外業者による工事費用、外構工事等補助対象外となる工事がありません。

※過去に住宅リフォーム補助を受けた方および住宅は対象外です。

共通事項

びわ湖材を利用した場合、補助金限度額を5万円引き上げます。

U・I・ターン世帯

中学生以下の方が同居しているU・I・ターン世帯は50万円・I・ターン世帯は100万円、補助金限度額を引き上げます。

その他詳細については市ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

問合せ
商工労政課 商工業振興係
TEL. 651-0709
FAX. 631-4087

新規

現代版忍者屋敷リフォーム事業補助制度

補助枠・予算	補助対象者要件	補助金額
忍者リフォーム補助 240万円	以下の①～④のいずれかに該当する個人・法人または団体 ①甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ②甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方 ③市内の既存店舗の所有者 ④市内の既存店舗を購入、または賃借する方	【補助率】 補助対象工事費の50% 【補助金限度額】 80万円

店舗利用目的で忍者屋敷風のリフォームを行い集客力の向上を図る方に支援を行います。リフォーム内容の審査を行うため、企画書の提出が必要となります。

市内での創業を促進するため新たな事業を開始(創業)する小規模起業者を対象に、創業時に必要となる経費に対して、その一部を補助します。

補助対象者

市内に事業所を設置し、創業を行う方

※同一補助対象者につき、1回限り

■補助率 2分の1以内

■補助金限度額 30万円

■募集期間

4月3日(月)から

※予算枠に達した時点で締め切り

※交付決定は、6月以降になります。

※補助の対象となるのは、交付決定以後に要した経費です。

※その他詳細は市ホームページまたは左記までお問い合わせください。

問合せ
商工労政課 商工業振興係
TEL. 651-0709
FAX. 631-4087

子育て応援・定住促進リフォーム事業補助制度

世帯・予算枠	世帯区分	世帯要件	補助金額
子育て世帯枠 750万円	子育て世帯	平成29年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯 ※妊娠中の場合も可	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 20万円
福祉世帯枠 1,500万円	高齢者世帯	平成29年4月1日現在、75歳以上の方(昭和17年4月2日以前に生まれた方)が居住・同居している世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 15万円
	障がい者世帯	障がい者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯	
一般世帯枠 1,000万円	一般世帯	上記以外の世帯	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 10万円

三世帯同居・近居定住促進リフォーム事業補助制度

補助枠・予算	世帯要件	補助金額
三世帯リフォーム補助 750万円	平成29年4月1日現在、中学生以下の方が同居している子育て世帯で以下の①、②のいずれかに該当する世帯 ①市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住すること。 ②市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住すること。	【補助率】 補助対象工事費の20% 【補助金限度額】 30万円

空き家活用リフォーム促進事業補助制度

補助枠・予算	補助対象者要件	補助金額
空き家リフォーム補助 500万円	以下の①、②のいずれかに該当する個人・法人または団体 ①甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ②甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方	【補助率】 補助対象工事費の50% 【補助金限度額】 40万円 ※不要物撤去費補助該当時、補助金限度額を10万円引き上げます。

副市長に正木氏

正木仙治郎氏を副市長とすることへの同意を求めた人事案件が3月議会に提出され、同氏の就任が決まりました。任期は、本年3月1日から平成33年2月28日までの4年間です。

正木氏は、県の教育委員会事務局教育次長、琵琶湖環境部長などを歴任し、平成24年4月1日から平成28年3月31日まで本市の副市長を務めており、今回が2度目の就任となります。

